

23 消費者庁 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	案名(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連施策に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
2220010	Smart Wellness City実証研究特区 (市民の医療費データの一元的把握)	個人情報の保護に関する法律 健康保険法ほか	個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)においては、原則として、①個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならず(個人情報保護法16条)。また、②個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護法23条)とされている。但し、これらについては、例外規定等が設けられており、例えば、「法令に基づく場合」として、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供について、「他の法令上具体的な権限をもって行われる場合(個人情報保護法16条3項1号、23条1項1号)や、「地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(個人情報保護法16条3項4号、23条1項4号)は、これらの規定に基づき、個人情報を目的外に利用することや本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等に、当該市域に居住する組合員に係る医療費データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、現在保険者が集めており、市町村単位での集計がなされていない医療費データについて、当該地域の組合員が多数いると考えられる健康保険組合、健康保険組合連合会及び全国健康保険協会に対し、当該地域の住民に係る医療費データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置されたい。 具体的には、国の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された医療費データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、被保険者の同意も不要である旨について保険者に通知されたい。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の情報を集めている地方公共団体として、医療費がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい	E	—	個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)に関して、個人情報保護法の義務の対象となる個人情報取扱事業者に対する個別の指導・監督等は、当該個人情報取扱事業者の行う事業を所管する大臣等(以下、「事業所管大臣」という。)が、それぞれの事業等の分野の実情・特性を踏まえた上で、各事業所管大臣の判断の下で行っており(主権大原則、個人情報保護法36条)、消費者庁としては、政府全体として統合的かつ一体的な制度の運用、施策の推進を図る役割を有している。 本件提案事項は、健康保険組合、健康保険組合連合会及び全国健康保険協会の個別・具体的な個人情報の取扱いに関する事項として、これらの事業者の行う事業の事業所管大臣の回答によるものと考えらる。		E	—			1 0 5 1 1 0	伊達市、夏附市、新潟県、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省 消費者庁	
2220020	Smart Wellness City実証研究特区 (市民の健診データの一元的把握)	個人情報の保護に関する法律 労働安全衛生法、学校保健安全法等	個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)においては、原則として、①個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならず(個人情報保護法16条)。また、②個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(個人情報保護法23条)とされている。但し、これらについては、例外規定等が設けられており、例えば、「法令に基づく場合」として、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供について、「他の法令上具体的な権限をもって行われる場合(個人情報保護法16条3項1号、23条1項1号)や、「地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」(個人情報保護法16条3項4号、23条1項4号)は、これらの規定に基づき、個人情報を目的外に利用することや本人の同意を得ずに個人データを第三者提供することは、個人情報保護法上許容されている。		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健診データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断(基本健康診断等)データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを請求することが必要である。このため、それらの健康診断・健康診断のデータについて、当該地域の構成員が多数いると考えられる企業や学校に対し、当該地域の住民に係る健診データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置されたい。 具体的には、国の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された健診データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、構成員の同意も不要である旨について健康診断を実施する企業及び学校に通知されたい。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の情報を集めている地方公共団体として、健康診断がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい	E	—	個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)に関して、個人情報保護法の義務の対象となる個人情報取扱事業者に対する個別の指導・監督等は、当該個人情報取扱事業者の行う事業を所管する大臣等(以下、「事業所管大臣」という。)が、それぞれの事業等の分野の実情・特性を踏まえた上で、各事業所管大臣の判断の下で行っており(主権大原則、個人情報保護法36条)、消費者庁としては、政府全体として統合的かつ一体的な制度の運用、施策の推進を図る役割を有している。 本件提案事項は、企業や学校の個別・具体的な個人情報の取扱いに関する事項として、これらの事業者の行う事業の事業所管大臣の回答によるものと考えらる。		E	—			1 0 5 1 1 2 0	伊達市、夏附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	文部科学省 厚生労働省 消費者庁	
2220030	小規模金融構造改革特区	(1)資金業法 第12条の8 利息制限法 第1条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 第5条 (2)資金業法 第13条	(1)短期つなぎ資金にかかる上限金利の規制緩和に関する根拠法令 ■資金業法第12条の8(利息、保証料等に係る制限等) 資金業者は、その利息(内、利息を含む、第3項及び第4項において同じ。)が利息制限法(昭和29年法律第100号)第1条に規定する金額を超える利息を賦課してはならない。 ■利息制限法第1条(利息の制限) 金額を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に当該金額各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。 元本が十万円未満の場合 年二割 元本が十万円以上十万円未満の場合 年一割八分 元本が百万円以上の場合 年一割五分 ■出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条(金利の制限) 金額の貸付けを行う者が、年百五・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては百・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは三年以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を授け、又はその支払を要求した者も、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、金額の貸付けを行う者が業として金額の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては百・三パーセントとする。)を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三年以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに關し、当該割合を超える割合による利息を授け、又はその支払を要求した者も、同様とする。 (2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和に関する根拠法令 ■資金業法第13条の2(過剰貸付け等の禁止) 資金業者は、貸付の契約を締結しようとする場合において、前条第1項の規定による罰金により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約その他の顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結してはならない。 2 前項に規定する「個人過剰貸付契約」とは、個人顧客を相手方とする貸付けに係る契約(住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約(以下「住宅資金貸付契約等」という。))及び場外方式貸付けに係る契約を除く。で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該個人顧客に係る個人顧客含納額(住宅資金貸付契約に係る貸付けの残高を除く。)が当該個人顧客に係る基準額(その年度の総及びこれに類する定期的な収入の金額として内閣府令で定めるものを合算した額に三分の一を算じて得た額をいう。次条第5項において同じ。)を超えることとなるもの(当該個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるものを除く。)をいう。		○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について ①現状 小規模金融業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の資金業者から資金調達を行うことができない。 ②問題点 上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を及ぼし、経済的に不利を及ぼす。 ③解決策 ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の要件の下、自由な市場に委ねる。 ④効果 事業者は、金利が高くても過剰に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 (2)について ①現状 府調査では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借入れができなくなる可能性があるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。 ②問題点 総量規制に抵触する貸金業利用者へ貸金業者が貸付した資金を返済できず不要な破綻に陥り得る可能性がある。 ③解決策 返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。 ④効果 資金業者の利便性を高める。 (1)(2)共通 ④効果 (1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を図り、若しくは経済の活性化を図る。 ○府独自の相談支援制度の創設 ①現状 返済困難者・返済困難者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティーネットが用意されていない。 ②問題点 離職や収入低下などにより、返済困難者と化している場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。 ③解決策 府が資金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を求めると相談支援機能の充実を図る。 ④効果 借入のある者の生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。	—	—	申請者である大阪府の意見・考え方を聴取したうえで判断することとした。	提案主体からの意見・考え方を踏まえ、速やかに検討を行い、回答された。			C	I	大阪府	大阪府	金融庁 法務省 消費者庁			